



島根県報

平成23年3月8日（火）

号外第24号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第168号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|---------|------------------------------|--------|-----------------------|---------------|--------------------------------|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 延 長 | | |
| 県 道 | 大田井田江津線 | 大田市温泉津町福田ハ57番1地先から同ハ89番3地先まで | 前 | メートル 4.30～ 7.90 | メートル 63.50 | 県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 4.30～ 15.50 | 63.50 | |

島根県告示第169号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|----------|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|----|
| 県道 | 湯里停車場祖式線 | 大田市温泉津町湯里1300番6地先から同1637番7地先まで | メートル 177.00 | 平成23年 3月10日 | 県央県土整備事務所大田事業所 | |